

商標の早期審査制度を活用する

〔地域知財活性化行動計画〕に基づく「都道府県の特徴を踏まえた令和元年度までの目標」達成のために / 第5稿)

長野県知財総合支援窓口 久保 順一

1. はじめに

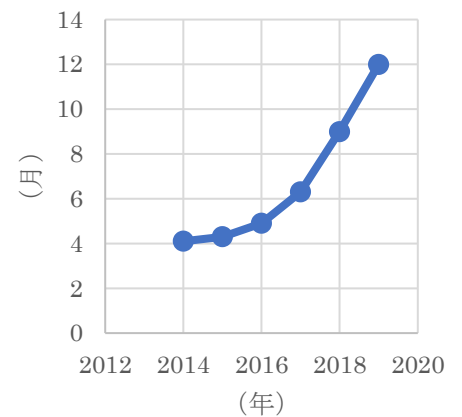
(1) 特許庁における商標の審査期間は、徐々に長くなっています。2年ほど前には出願から審査開始まで6か月程度と云われていたが、現在は約1年かかっています。そこで、商標を使用しているならば、早期審査を申請することを勧めています。申請に印紙代は不要であって相談者の負担が増えないことにもよります。

早期審査に関する事情説明書を提出すると、提出をしてから約2か月で早期審査を行うか否かの判断がなされ、採用の場合には速やかに審査が開始されます。

採用されない場合には、「早期審査選定結果通知書」により、採用しなかった旨とその理由が通知されます。この場合、出願後“2か月”の出願人の期待が裏切られ、さらに9か月ほども待つこととなります。

(2) この申請が認められなかった事例が複数発生しています。そこで、本稿では、早期審査が確実に認められるように、認められなかった事例を考察して、要件を再確認します。

商標審査開始期間



2. 「商標早期審査・早期審理ガイドライン」に記載された要件の確認

「商標早期審査・早期審理ガイドライン」では以下のように記載しています。

要件	
対象1	出願人又はライセンシーが、出願商標を指定商品・指定役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、権利化について緊急性を要する出願であること。
対象2	出願人又はライセンシーが、出願商標を既に使用している商品・役務又は使用の準備を相当程度進めている商品・役務のみを指定している出願であること。
対象3	出願人又はライセンシーが、出願商標を指定商品・指定役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、商標法施行規則や類似商品・役務審査基準等に掲載されている商品・役務のみを指定している出願であること。

これらを、要約すると、対象1はトラブルが発生（又は迫っている）している

こと、対象2は対象3に記載されていないような独特な商品の場合であること、対して、対象3は、区分（分類）中の商品・役務の一つであっても使用していれば、他の商品・役務を使用していなくともそれらを指定することができ、出願人の将来の発展や変遷を考えると幅広い活用が可能であり、最も幅広く勧めたい対象であると考えられます。そこで、以下に対象3の事例について考察します。

3. 対象3で採用されなかった事例



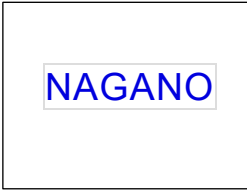
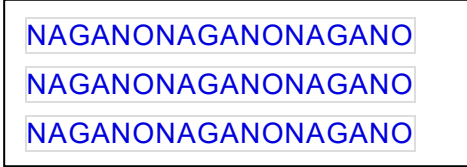
対象3の要件を展開すると、以下の3つの要件からなり、それぞれの要件について採用されなかった事例を挙げ、要件の詳細を再確認します。

要件1「出願人又はライセンシー」（以下「出願人」と記載）が、
：「出願人が使用していること」

要件2「出願商標を指定商品・指定役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めている」（以下「使用している」と記載）、
：「出願商標を使用していること」

要件3「商標法施行規則や類似商品・役務審査基準等に掲載されている商品・役務のみを指定している」（以下「類似商品・役務審査基準等の商品」と記載）。
：「所定の商品で使用していること」

要件	認めないとされた事例
要件1 「出願人が使用していること」	① インターネットの商品紹介の写しを提出したが、提出書類中に出願人名が記載されていなかった。 ② 提出した商品の瓶の写真には、商品名は写っているが、製造者が記載されたラベル（銘板, 仕様書）部分が写っていなかった。 ③ 商品パンフレットを提出した。販売者名は記載されているが、出願人名は印刷されていなかった。

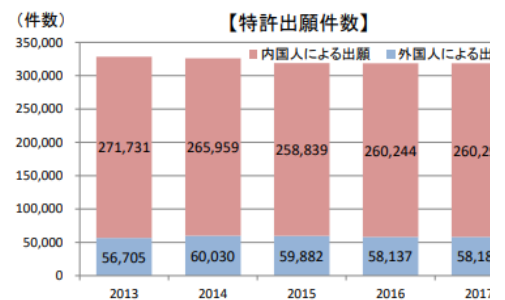
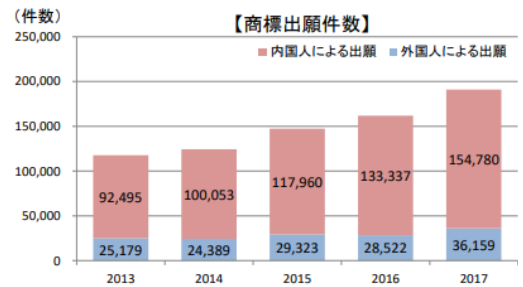
<p>要件 2 「出願商標を使用していること」</p>	<p>① アルファベット使用の文字商標で、 出願は大文字のみであったが、使用商標は、1 部分が小文字、他は小文字であった。 〈例〉 出願：NAGANO 使用：N a g a n o</p> <p>② 出願は 2 段併記であったが、使用商標は、縦と横の組み合わせ 例：出願： NAGANO 使用： 長野 長野 NAGANO 野</p> <p>③ 出願は、自動車の図形商標 使用商標は、影があり、窓の濃さも異なっていた。 〈例〉 出願 使用  </p> <p>④ 出願は一つの図形商標、 使用商標は商品全面に複数記載しており、背景に溶け込んでいる。 〈例〉  </p>
<p>要件 3 「所定の商品で使用していること」</p>	<p>指定商品を、類似商品役務審査基準第 1 0 版に従って作成したが、第 1 1 版（最新版）では、改訂によりその商品が削除されていた。 〈例〉 第 3 類「つや出し布」</p> <p>① 記載ミスによって、違う商品とみなされた。 〈例〉 第 1 9 類 正「落石防止網」 誤記「落下防止網」</p> <p>② 先行登録に倣って記載したが、類似商品役務審査基準には無かった。</p> <p>③ 「さつまいも」や「じゃがいも」はあるが、指定商品の「ながいも」は商標法施行規則や類似商品・役務審査基準等に掲載されていなかった。（第 3 1 類）</p>

4. 終わりに

特許、実用新案登録の出願件数は減少、意匠登録出願では横ばいであるが、商標登録出願は急増し、その重要性や注目度が増しています。これは、小規模企業、あるいは事業開始前の者が、确实・長期的に商標を使用するために必要との意識付けがなされてきたことによると思われます。

一方、審査開始時期が延びており、早期審査の需要が増加しているものと解されます。

商標に対する知財総合支援窓口としての支援も、それらの需要に答えることを意識しながら、適格かつ慎重に行っています。



以上

(原稿作成 2019年10月)